商品概要説明書

そだち年金給与口座指定者向け定期貯金

（スーパー定期貯金＜単利型＞1 年もの）

（令和 8 年 1 月 5 日現在）

商 品 名	・そだち年金給与口座指定者向け定期貯金
ご利用いただける方	・個人の方で、以下のいずれかに該当される方 ① 当ＪＡに年金振込口座を指定されている方（指定手続き中を含む） ② ＪＡに年金振込口座の指定を予約された方（満 50 歳以上） ③ ＪＡに給与振込口座を指定されている方 ※年金は国民年金・厚生年金・農業者年金・各種共済組合年金・企業年金・恩給・船員保険年金等の年金を対象とし、個人年金は対象外といたします。
確認書類	・当ＪＡに年金受給口座を指定されている場合および年金受給口座の指定を予約されている場合、給与振込口座を指定されている場合は、確認書類は不要です。 ・当ＪＡに年金受給口座を指定される場合、「年金請求書」（裁定請求書）、「年金受給権者 受取機関変更届」等により、指定手続を行っていただきます。 ・当ＪＡに年金受給口座の指定を予約される場合は、「年金予約申込書」等をご提出いただきます。
期 間	・定型方式 １年 ・自動継続（元金継続または元利金継続） ※自動継続後は、スーパー定期貯金＜単利型＞1 年ものとしてお預かりします。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・お一人につき 30 万円以上 300 万円以下 ※新規お預け入れに限ります。 ・１円単位
預入原資	・本定期貯金預入日から遡り１カ月以内に、他金融機関からお振込、現金等により当ＪＡにお預け入れされたご資金 ※取扱期間中の定期貯金の満期金および中途解約金を原資として、本定期貯金を利用することはできません。 ※令和８年１月５日（月）以降、当ＪＡに預け入れされている各種貯金を中途解約もしくは出金し、他金融機関にお預入後、その資金を再度振込・現金等により入金した場合は対象となりません。 ※当ＪＡ他支店からお預け替えされた場合は対象となりません。
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時のスーパー定期貯金 1 年ものの店頭表示金利に年 0.3%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、原則として自動継続時のスーパー定期貯金 1 年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。（自動継続後は、年 0.3%の上乗せは適用しません。） ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）6か月未満 解約日における普通貯金利率 （2）6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、（2）の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。**

貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融共済部（電話：０２５－２７０－２２６０）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・取扱期間は令和 8 年 1 月 5 日（月）から 12 月 30 日（水）までとさせていただきます。なお、当ＪＡの募集金額 40 億円に達した場合は、取扱期間内であっても募集を終了させていただく場合があります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡ新潟市